

**介護保険施設・事業所 指定(許可)申請
に係る群馬県証紙(手数料)貼付書
変更(許可)申請**

申請日 平成 年 月 日

法人名 _____

代表者の職・氏名 _____

事業所名 _____

事業所番号 _____ 又は指定予定日 _____

申請するサービスの種類(該当する項目にチェックをすること。)

ア	訪問介護	介護予防訪問介護	左の両サービスを一体的に実施
イ	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	左の両サービスを一体的に実施
ウ	訪問看護	介護予防訪問看護	左の両サービスを一体的に実施
エ	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	左の両サービスを一体的に実施
オ	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	左の両サービスを一体的に実施
カ	通所介護	介護予防通所介護	左の両サービスを一体的に実施
キ	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	左の両サービスを一体的に実施
ク	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	左の両サービスを一体的に実施
ケ	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護	左の両サービスを一体的に実施
コ	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	左の両サービスを一体的に実施
サ	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	左の両サービスを一体的に実施
シ	特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売	左の両サービスを一体的に実施
ス	居宅介護支援		
セ	介護老人福祉施設		
ソ	介護老人保健施設		
カ	介護療養型医療施設		

居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施することとして同時に指定申請する場合は、介護予防の指定申請手数料の納付は要しない。

「居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施する」とは、「ア」～「シ」のそれぞれの区分毎をいう。

貼付する証紙の金額 _____ 円

群馬県証紙貼付欄 (消印はしないこと。)		
収入印紙と間違わないように注意してください。		
はがれないように、糊付けしてください。		

----- 手数料確認欄 -----			
@64,000 x	=	円	
@34,000 x	=	円	
@33,000 x	=	円	
@20,000 x	=	円	
@15,000 x	=	円	
		合計	円

(裏面)

手数料等概要

種類	指定(許可)申請手数料	変更(許可)申請手数料
介護老人福祉施設	33,000円	-
介護老人保健施設 (施設みなしを含む)	64,000円	34,000円
介護療養型医療施設 (施設みなしを含む)	33,000円	15,000円
居宅サービス、介護予防サービス	20,000円	-
居宅介護支援	20,000円	-

居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援の指定申請の受付期間は、指定予定日(毎月1日)の前々々月16日～前々月15日までの1ヶ月間です。
(例: 4月1日に指定を受けたい場合は、1月16日から2月15日の間に申請を行わなければなりません。)

指定申請をしても、審査の結果、指定されない場合がありますが、その場合にも手数料の返還はできません。

居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請をする場合は、1サービス分の手数料となります。
(ただし、居宅サービスと介護予防サービスが一体的に行われる場合。)

手数料の納付は、指定申請書等提出時に、県証紙を貼付して行います。